山梨県幼保連携型認定こども園の認可等に関する取扱要綱

（趣旨）

第１条　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「法」という。）第１６条又は第１７条の規定による幼保連携型認定こども園の設置等の届出又は認可については、山梨県幼保連携型認定こども園に関する基準を定める条例（平成 26 年山梨県条例第 68 号。以下「条例」という。）及び山梨県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成 18 年山梨県規則第 57 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（職員の数等）

第２条　条例第５条第３項に規定する教育及び保育に直接従事する職員の数の具体的な算定方法は、次の式により園児の数を年齢ごとの配置基準で除して少数点第２位以下を切り捨て小数点第１位まで求め、各々を合計した後に小数点以下を四捨五入して求める。

必要配置数＝（０歳児×1/3）
＋（１歳児及び２歳児×1/6）
＋（３歳児×1/15）
＋（４歳児及び５歳児×1/25）

（設置に係る届出又は認可の申請）

第３条　法第１６条の規定による設置に係る届出又は法第１７条第１項の規定による設置に係る認可の申請は、規則第４条第１号の幼保連携型認定こども園設置届出書（認可申請書）（第３号様式）により、認可を希望する日の３月前までに行うものとする。

２　前項の申請を行う者は、認可を受けようとする幼保連携型認定こども園の利用定員、開園日数及び開園時間、実施する子育て支援事業、利用料等について、あらかじめ施設の所在する市町村の長の意見を聴くものとする。

３　第１項の申請書には、次の書類を添付するものとする。

(1) 職員の配置の基準を満たすことを証する書類（別紙１）
(2) 職員の資格の基準を満たすことを証する書類（別紙２）
(3) 施設設備の基準を満たすことを証する書類（別紙３）
(4) 施設の位置図、付近の見取図及び施設の面積を明らかにした平面図
(5) 教育及び保育に関する全体的な計画書及び指導計画書（別紙４）
(6) 教育及び保育に従事する職員の研修計画書（別紙５）
(7) 子育て支援事業の実施に関する計画書（別紙６）
(8) 管理運営体制に関する書類（別紙７）
(9) その他知事が必要と認める書類

（廃止又は休止に係る届出又は認可の申請）

第４条　法第１６条の規定による廃止又は休止に係る届出又は法第１７条第１項の規定による廃止又は休止に係る認可の申請は、規則第４条第２号の幼保連携型認定こども園廃止（休止）届出書（認可申請書）（第４号様式）により、廃止又は休止をしようとする日の２月前までに行うものとする。

２　前項の申請書には、次の書類を添付するものとする。

(1) 園児の処置方法を記載した書類

(2) 廃止の場合にあっては、財産の処分について記載した書類

（設置者の変更に係る届出又は認可の申請）

第５条　法第１６条の規定による設置者の変更に係る届出又は法第１７条第１項の規定による設置者の変更に係る認可の申請は、規則第４条第３号の幼保連携型認定こども園設置者変更届出書（認可申請書）（第５号様式）により、変更をしようとする日の２月前までに行うものとする。

２　前項の申請書には、次の変更前と変更後の書類を添付するものとする。ただし、変更がない項目については、添付を省略することができる。

(1) 園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面

(2) 幼保連携型認定こども園の運営に関する規程（園則）

(3) 経費の見積り及び維持方法を記載した書類

（変更の届出）

第６条　法第２９条第１項又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成２６年内閣府令・文部科学省令・厚生労働省令第２号。）第１５条第２項の規定による変更の届出は、規則第６条第１項の認定こども園変更届出書（第７号様式）により、変更の予定日の２週間前までに行うものとする。

２　前項の届出書には、変更事項が確認できる書類を添付するものとする。

（運営状況の報告）

第７条　法第３０条第１項の規定による報告は、規則第７条第４項の認定こども園運営状況報告書（第８号様式）により、毎年６月末までに行うものとする。

２　前項の報告書には、次の書類を添付するものとする。

(1) 利用料に関する書類

(2) その他知事が必要と認める書類

（市町村の長への協議）

第８条　知事は、幼保連携型認定こども園の設置の認可に当たっては、認可を受けようとする幼保連携型認定こども園の利用定員、開園日数及び開園時間、実施する子育て支援事業等について、施設の所在する市町村の長に対し、幼保連携型認定こども園設置認可協議書（別紙８）により協議するものとする。

附　則

この要綱は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

この要綱は、令和６年９月９日より施行し、令和６年７月２２日から適用する。